

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第6条及び同条約決議12.
3. X I I Iに基づく輸出許可書等の申請手続等について」に対する意見公募手続の結果について

令和8年7月1日
経済産業省
貿易経済安全保障局
貿易管理部貿易管理課

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第6条及び同条約決議12.
3. X I I Iに基づく輸出許可書等の申請手続等について」に対する意見募集について、令和8年5月26日から令和8年6月24日まで意見
公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

なお、本件意見募集とは直接関係のない御意見（1件）に対して、経済産業省の考え方は示しませんが、承っております。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	区分に「R：ランチング（成体に育つまで生き残る確率が極めて低いと考えられる野生から、卵又は幼体が採取され、管理された環境下で育成）された動物等」と有るが、絶滅危惧種は 元々生存・繁殖が難しい状態にある。 「監理された環境下」であれば生存率が上がる様な書き方をしているが、うなぎ養殖（オスのみになってしまい繁殖可能性がゼロになる）の様に、人が介入する事で余計に生存率が下がる場合の方が多い。この様な生物をランチングとして輸出入することの無い様に、規定を改めるべきではないか。	ご意見ありがとうございます。 出所の区分に記載のある記号R（ランチング）の定義については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）決議11.16に規定されているものであり、本通達案では、この定義を引用しています。 なお、昨年11月～12月に行われた第20回ワシントン条約締約国会議（COP20）では、ヨーロッパウナギについては、「ランチング」の定義に合致することを示す十分な科学的根拠が無い限り、出所の区分が「ランチング」である本種の輸出、再輸出、又は輸入を承認しないように勧告されており、また2024年7月に開催されたCITES第33回動物委員会では、本種の自然下での死亡率や生存率の観点から、本種には「ランチング」の定義に合致することを認める十分な科学的根拠は確認されていないとの指摘がな

		されています。
2	意見 1 :【該当箇所】 6. 審査基準等 【意見内容】 生体動物を対象とする輸出については、動物福祉上の重大な問題が確認された事業者を一括輸出許可制度の対象外とする規定を追加すべき。 【理由】 本制度は、年間 100 件以上の輸出実績を有する事業者等を対象として、輸出承認及び輸出許可書発行手続を簡素化する制度です。しかし、対象貨物には生体動物が含まれ得る一方で、審査基準には動物福祉に関する要素が存在していません。 国際的な野生動物取引では、種の保存だけでなく個体の福祉への配慮も重要視されています。輸送中の高い死亡率や重大な負傷事故が継続的に発生している事業者についてまで手続簡素化の対象とすることは適切ではありません。 そのため、過去の輸送実績において死亡、重傷又は重大な福祉上の問題が認められた場合には、本制度の利用を制限できる旨を審査基準に追加することを要望します。 意見 2 :【該当箇所】 7. 輸出承認の条件 (3) 本輸出承認により輸出された貨物は、毎月 15 日までに前月分の輸出実績報告書等を提出すること。 【意見内容】 生体動物を輸出した場合には、輸出実績報告書に死亡数、負傷数及び輸送事故の発生状況を報告する項目を追加すべき。 【理由】 本制度では数量や重量に関する管理は行われるが、生体動物の輸送過程における福祉状況について把握する仕組みが設けられていません。	ご意見ありがとうございます。 ご意見 1、2、3 については、いずれも生きた動物の輸送に関してご意見をいただいていると理解しております。 まず、本制度においては、再輸出のみを対象としており、日本で繁殖された個体は対象としておりません。また、日本輸入時に使用された輸出国発行の CITES 輸出許可書等が同一であるものを多数回に分けて再輸出することを求めていますので、生きた動物に適用されるケースはかなり限定されるものと考えております。 その上で、一括輸出許可書等を発行する際の審査基準においては、生きた動物の輸送については、通常の輸出許可書等の審査手続等通達Ⅲ 1 (3) (ハ) の規定を準用しており、「生きている動植物の場合にあっては、当該動植物の輸送方法が、その保全に悪影響を及ぼすおそれがあるものでないこと。」を満たした場合に限り、一括輸出許可書等を発行出来る旨を規定しています。 加えて、ご意見 3 でご指摘いただいたとおり、本制度を含め、日本が発行する CITES 輸出許可書等には、全て条約決議 12. 3 付録 1 n) に規定される「本書類は、生きている標本を対象としている場合、その輸送手段が航空輸送の場合は『国際航空運送協会 (IATA) 規則』に、それ以外の場合は『輸送に関する CITES ガイドライン』に、それぞれ準拠している場合にのみ有効である」旨が明記されており、これらの規定を遵守していない場合には、当該 CITES 輸出許可書等は無効となることで、その遵守を求めています。

野生動物や飼育繁殖動物の国際輸送では、長時間輸送、温度管理の不備、給水不足、取扱上の事故等により死亡や衰弱が発生することがあります。制度の対象となる事業者は継続的かつ大規模な輸出を行う者であり、輸送実績の把握は十分可能と考えます。 輸送中の死亡や事故の情報を継続的に収集することは、制度の透明性向上及び適切な事業者管理に資するものであり、動物福祉の向上にもつながります。 そのため、輸出実績報告書に生体動物の死亡数、負傷数及び輸送事故の報告項目を追加することを要望します。 意見 3 : 【該当箇所】: 別紙様式 B CITES 許可書様式及び説明部分 【意見内容】 生体動物については、CITES「Guidelines for the Transport and Preparation for Shipment of Live Wild Animals」及び IATA Live Animals Regulations の遵守を確認する仕組みを明記すべき。 【理由】 様式 B には、生体動物は CITES ガイドライン又は IATA Live Animals Regulations に従って輸送される場合に有効である旨が記載されています。 しかし、本通達案には、これらの基準が実際に遵守されているかを確認する手続や、違反が判明した場合の取扱いが明記されていません。 本制度は、従来の個別申請を簡素化する制度であり、行政による個別案件の確認機会が減少する可能性があります。 そのため、生体動物の輸送に関しては、国際基準の遵守状況を確認できる仕組みをあわせて整備することが重要だと考えます。 輸出手続の効率化と動物福祉の確保を両立させる観点から、輸送基準の遵守確認及び重大な違反が確認された場合の制度利用停止等について明記することを要望します。	
--	--

3	意見公募の趣旨・目的・背景に、「同一の申請者によって継続的に輸出される同一の貨物、同一の入手経路であり、同貨物について多数回の輸出実績がある等一定の要件を満たした貨物に対して、あらかじめ輸出承認した範囲内で行われる複数回の輸出については、条約決議 1 2. 3. X I I I で認められた簡略的 CITES 輸出許可制度を活用して、必要であると認められる枚数の許可書等を一括して発行する制度を開始し、条約上求められる輸出許可書発行の義務の履行を変えることなく、申請及び事務の双方の効率化を進めることとします。」とあり、効率化が図られるというメリットのみを記載していますが、許可書等を一括して発行することによるデメリットや懸念点はないのでしょうか。	ご意見ありがとうございます。 本制度は、日本への輸入時に付されたCITES輸出許可書等が同一である附属書Ⅱ掲載種について、同一の入手経路により入手した貨物を複数回に分けて再輸出を行う場合を対象とするものです。 これらの貨物については、入手経路が同一であることから再輸出申請時に求められる確認資料も同一となるため、初回審査時において、条約及び国内法令に基づきトレーサビリティーの確認を含めた審査をこれまでと同様に厳格に実施します。 よって、本制度の導入後においても、輸出許可書等の発行に際して我が国の管理当局が実施する確認・審査の内容及び基準に変更はありません。
---	--	--